



2021年3月10日
九州電力送配電株式会社

「託送供給等約款」の認可申請を行いました
—需要場所や引込み・契約単位の見直し、送電ロス率の見直し等—

当社は、国の審議会における議論を踏まえ、本日、電気事業法第18条第1項^{※1}に基づき、託送供給等約款^{※2}の変更認可申請を経済産業大臣に行いましたのでお知らせします。

見直しの概要は別紙のとおりです。

なお、託送供給等約款は、経済産業大臣の認可を経て、2021年4月1日の実施を予定しています。

※1：電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：託送供給等約款

託送供給等約款とは、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものです。

以上